

令和 7 年 2 月 4 日

関係機関との連携について（報告）

大阪検疫所

1) 医療機関との協定締結

検疫法第 23 条の 4（令和 6 年 4 月 1 日施行）に基づき、大阪検疫所舞鶴出張所は以下のように検疫感染症等の患者受け入れに関して各医療機関と協定を締結し、締結後は各知事に通知した。

医療機関との協定締結状況

所在地	医療機関名	指定医療機関種別	対象感染症				協定書締結日
			一類感染症 (法第 2 条第 1 号)	新型インフルエンザ等感染症 (法第 2 条第 2 号)	検疫感染症以外の感染症 (法第 34 条第 1 項)	新感染症 (法第 34 条の 2)	
京都府	京都府立医科大学附属病院	第一種	○	○	○	○	令和6年 4月1日
	京都府立医科大学附属 北部医療センター	第二種		○	○	○	令和6年 4月1日
大阪府	りんくう総合医療センター	特定	○	○	○	○	令和6年 4月1日
	大阪市立総合医療センター	第一種	○	○	○	○	令和6年 4月1日

2) 舞鶴港健康危機管理連絡会議の開催（定期）

令和 6 年 11 月 22 日に舞鶴港湾合同庁舎にて舞鶴港健康危機管理連絡会議を開催した。
 主な参加者：出入国在留管理局、海上保安部、近畿地方整備局、近畿運輸局、京都府健康福祉部、京都府港湾局、京都府中丹東保健所、京都府中丹西保健所、京都府丹後保健所、京都府警察本部、舞鶴警察署、舞鶴市消防本部、舞鶴市危機管理室、京都府立医科大学付属北部医療センター、海上自衛隊、船舶代理店等

主な議題：各機関への協力依頼事項の確認、検疫所業務の紹介、港湾衛生調査結果報告等